

第9章 「2国家共存」モデルの構築を求めて — パレスチナ人とイスラエル中東百年紛争史 — 連載第6回 (完)

The Search for the Coexistence between Israel and Palestinians

森 戸 幸 次

要旨

これまで5回にわたる連載を通して、帰属未定の土地として取り残されて以来百年間も続き、今や最も根が深く、最も解決が至難な21世紀にまで持ち越された、私たちにとって手に負えないイスラエルとパレスチナ人の中東百年紛争を考察、まずは、序説、第1章、第2章、第3章で、当事者のイスラエル、パレスチナ人双方のそれぞれの立場に立って探求してきた。しかし、そのどちらかの立場に立って考える限り、それぞれ固有の立場では決して解決し得ない歴史的現実、そして大きな限界に逢着することが明らかにされた(第4章、第5章、第6章、第7章、第8章)。では、いったい、こうした歴史的現実と限界をいかに克服するのか、イスラエル、パレスチナ人双方のナショナリズムをいかに乗り越えるのか。本稿(連載最終回)では、こうした矛盾への逢着とその解決=和解=共存への過程を辿りながら、双方が実存的な解決を希求する中東和平の具体的な「解」としての「2国家共存」モデルを構築し、最後に具体的な提言を示したい。

なお、本テーマの中東百年紛争史は今回で完了し、これまで6回に渡った連載論文を元に大幅に加筆、手直しを加え、『パレスチナ人とイスラエル—中東百年紛争の「解」を求めて』との題名で、2020年春、中東専門出版社、第3書館からパレスチナ選書シリーズとして発刊された。

キーワード

米・イスラエル・パレスチナ間のキャンプデービッド/タバ交渉、クリントン中東和平パラメーター、「2国家共存」モデル、トランプ米大統領のエルサレム首都宣言、パレスチナの主権と独立

「私はこれまで1世紀に及ぶパレスチナの紛争に関わってきましたが、この紛争がいつどのような形で終わるのか誰にも分かりません。でも、私の世代がパレスチナを間違った方向へ向かわせたとやわめられないよう、これを肝に銘じて次の世代に受け継いでいきたいと願っています」—ハイダル・アブダル・シャフィ¹⁾

「聖地エルサレムをイスラエルの首都と認める」(トランプ米大統領)—2017年12月、聖地エルサレムをイスラエルの首都と宣言したトランプ大統領の政策転換は、果てしない危機と紛争を孕む中東に新たな火種を植え付けた。これに猛反発するパレスチナ側は「(中東和平の土台をなす)オスロ合意は崩壊した」(アッバス自治政府議長)と宣告、中東騒乱の最大の震源地パレスチナはこれからいったいどうなるのだろうか。新たな動向を探ろうと筆者は同年12月下旬から2週間現地調査を実施した。

騒乱の地 最前線

12月6日のトランプ宣言を引き金にイスラエル占領下のヨルダン川西岸やガザの自治区では各地で自然発生的な抗議デモやイスラエルとの衝突が断続的に発生、1月14日現在、「私はこれまで1世紀に及ぶパレスチナの紛争に関わってきましたが、この紛争がいつどのような形で終わるのか誰にも分かりません。でも、私の世代がパレスチナを間違った方向へ向かわせたとやわめられないよう、これを肝に銘じて次の世代に受け継いでいきたいと願っています」—ハイダル・アブダル・シャフィ¹⁾

「聖地エルサレムをイスラエルの首都と認める」(トランプ米大統領)—2017年12月、聖地エルサレムをイスラエルの首都と宣言したトランプ大統領の政策転換は、果てしない危機と紛争を孕む中東に新たな火種を植え付けた。これに猛反発するパレスチナ側は「(中東和平の土台をなす)オスロ合意は崩壊した」(アッバス自治政府議長)と宣告、中東騒乱の最大の震源地パレスチナはこれからいった

1) ハイダル・アブダル・シャフィ氏は1919年ガザで生まれ、ベイルートアメリカン大学医学部卒業、英国委任統治下のヤッファ病院で勤務した後、第2次世界大戦中は英国軍指揮下のヨルダン軍で医務官として従軍、1947年のパレスチナ分割決議後の「内乱」でガザを中心に医療活動、外科医学を米国で修めた後、ガザ病院で外科医として活動、1964年にPLO創設を決めた第1回全パレスチナ会議の創設メンバー、初代PLO議長シュケイリの顧問を一時務めたが、対立して辞任。1967年の第3次中東戦争時にガザのシファ病院で働く。PLO支持を理由にイスラエルから逮捕、追放を繰り返し、1972年ガザに赤十字の「パレスチナ新三日月社」創設し、代表を務める。1978年にパレスチナ自治導入を含む米・エジプト・イスラエル間のキャンプデービッド合意に反対。1991年10月マドリードの中東和平国際会議にパレスチナ代表団長として参加したが、92年3月辞任、「ワシントンの実質交渉で私は、イスラエルに対し、西岸・ガザで入植活動を停止するよう要求しました。入植活動は移民→植民→建国というシオニズムの根幹を成しており、この既成事実作りが止まらない限り、パレスチナ国家樹立を目指す我々の目標は達成できないと考えたからです。だが我々の要求は拒否され、米国もイスラエル説得に失敗、そこで、私は92年3月、これまで3回の交渉

を重ねた時点で、「和平協議をこれ以上続けても進展はないと判断、PLOに交渉中止を進言したが、受け入れられず自ら辞任しました」(2002年8月末、ガザ市内の事務所での筆者とのインタビュー)。「このマドリード会議から20ヶ月後の93年にオスロ合意にたどり着いたが、これもイスラエルの入植活動を阻止する取り決めがなく、私はこれに強く反対しました。確かにアラファトは暫定自治→イスラエルの段階的撤退→パレスチナ建国という民族の希望をふくらませたが、この自治期間中に入植地が増えた現実を変える努力をしたのでしょうか。私は、このガザから見ていると、西岸などからのイスラエルの入植地撤退は将来もないと考えるのは当然です。オスロ合意の和平プロセスも、結局、イスラエルが西岸の40%をパレスチナ自治政府に譲渡ただけで終わりました。かくして1990年代の中東和平の時代はパレスチナ人に幻滅を残して終焉し、2000年からは新たに請願・ガザの独立を目指す民衆蜂起の時代へと移行したのです。私はすでに83歳です。自分の生きてきた世代は終わろうとしています。私にとって最も大切なのは、パレスチナ社会の民主化です。このパレスチナの民主的な市民社会の中から次世代を担う立派な指導者が登場してくると期待しています」(同)。

いどうなるのだろうか。新たな動向を探ろうと筆者は同年12月下旬から2週間現地調査を実施した。

騒乱の地 最前線

12月6日のトランプ宣言を引き金にイスラエル占領下のヨルダン川西岸やガザの自治区では各地で自然発生的な抗議デモやイスラエルとの衝突が断続的に発生、1月14日現在、←削除パレスチナ側に死者20人、負傷者5000人、逮捕者1000人が出ている（1月14日のアッバス議長発表）。筆者は12月28日、エルサレム北方16キロにあるラマラから北のペイトエルヘ向かったが、道路は全く人通りが途絶え、完全に閉鎖、抗議デモのパレスチナの若者が投石や車のタイヤに火を放ち、上空に黒煙が燃え上がり、同市に通じるイスラエル軍の検問所付近は衝突の最前線と化していた。地元に住むサトハさんは「私は現在58歳だが、1987年に最初の民衆蜂起（インティファダ）に参加した世代に属し、私たちは皆、投石などで何度もイスラエルに拘束された過去を背負って生きて来た」と波乱の半生を振り返る。サトハさんはその後、米国へ移住し、今はニュージャージー州でシーフード店を経営、ラマラでも植木などの造園業を営んでいる。「4人の子供たちには、しっかりと教育を身につけさせて、私たちの世代と同じような思いはさせたくない」。

1987年のインティファダ（第一次）は、イスラエルの占領に抗議して投石を中心にした非暴力の抵抗運動として平和的にすべての住民が参加した。こうした占領地内の地元住民や難民を組織化して政治的な力に結集、占領地の全土解放ではなく、パレスチナの78%をイスラエル国家に、これに隣接して22%の西岸・ガザ地区に東エルサレムを首都と定めた「ミニ・パレスチナ国家」の独立を（意図）

宣言（1988年11月）に結実した。その後、イスラエルとの「2国家共存」を受け入れたパレスチナ暫定自治で合意（1993年9月のオスロ合意）、2012年11月には国連総会でバチカンと同格の国家に準じる「オブザーバー国家」として、将来、1967年の第3次中東戦争によるイスラエル占領地に「パレスチナ独立国家」を樹立する権利を認めた。これまでに国連加盟国193ヶ国中、米国、英国、日本などを除く136ヶ国が「2国家共存」を支持・承認している²⁾。

12月30日、エルサレム南方10キロにある聖地ベツレヘム郊外にあるパレスチナ難民キャンプを訪れると、トランプ宣言に反発する反占領・抵抗活動が浸透、高さ20メートルに及ぶイスラエル軍の監視塔と分離壁に隔てられた難民キャンプ内には地元組織「人民抵抗委員会」を中心に抗議デモや投石など組織的な抵抗が展開されていた。キャンプ内で活動するアナスさん（29歳）は「私はキャンプで生まれた難民の第3世代に属し、12歳の時に2000年の2度目のインティファダに参加、投石などでイスラエル軍に何度も拘束され、ベツレヘム大学に入学後も逮捕されたが、学業はなんとか続け、商学部を卒業後にアラブ銀行に就職したが、パレスチナに役に立ちたいと思って難民支援センターで働く道を選んだ」という。

2000年のインティファダ（第2次）は、東エルサレムの旧市街にあるイスラム聖地にイスラエル右派指導者が侵入、これを引き金に激しい衝突に発展、中東和平を拒むイスラム勢力＝ハマスが自爆テロ作戦を主導する武力闘争へ移行、翌年の「9.11」米同時テロ以降は、パレスチナの民族テロに対抗するため占領下にあるヨルダン川西岸に沿ってイスラエルの「分離壁」が築かれるようになった。

²⁾ 2012年11月29日、国連総会は賛成138ヶ国、反対9ヶ国、棄権41ヶ国で、従来の非加盟国オブザーバーとしての地位を「機構」から「国家」に格上げする決議案を採決、1967年の第3次中東戦争によるイスラエル占領地に「パレスチナ独立国家」を樹立する権利を認め、パレスチナ

を国家に準ずる「オブザーバー国家」と定めた。主な賛成は、仏、伊、スペイン、ポルトガル、スイスなど主な欧州諸国、反対はイスラエル、米国、カナダ、チェコ、パナマ、ミクロネシアなど、棄権は英国、ドイツなど。日本は「2国家共存」を支持する立場から賛成票を投じた。

筆者が訪れたアイダ難民キャンプでは、「首都宣言」の後、抵抗を呼びかけた人民抵抗委のアミラ代表 (50歳) が28日に自宅で深夜イスラエル軍に連行されるなど、地元指導者らはイスラエル軍の厳しい監視下に置かれ次々に拘束される事態が相次いでいた。

インティファダ (第3次) は再噴火するか

こうした地元住民による自然発生的な暴動が第3の民衆蜂起として着火し、本格化するのだろうか。筆者は現地調査を通して悲観的に見ている。第一次では、西岸・ガザの外部からパレスチナ人の代表組織=PLOが地元住民の組織化に成功、暫定自治の枠組みを受け入れて帰還を果たし、パレスチナ暫定自治→イスラエルの西岸・ガザからの段階的撤退→エルサレムなどの最終地位交渉、という中東和平プロセスが始まった。トランプ宣言に抗議してアッバス議長は、中東和平における米国の役割放棄を非難、同国の調停役を拒否し、平和的な抗議デモを呼びかけているが、「2国家共存」の目標を追求する手段として受け入れたオスロ合意の死を自ら宣言した以上、これに替わる代替戦略を見いださねばならないが、オスロの道を選択したPLO=パレスチナ自治政府に失望感が広がり、難民キャンプだけでなく、自治区の住民も冷ややかな眼差しを向けている。他方、2000年の第2次インティファダで主役を担ったハマスはガザ自治区を拠点に2008-9年、14年とイスラエルとガザ戦争を展開してきたが、「アラブの春」後の情勢変化から、自治政府との和解やエジプトとの関係改善を模索しており、本格的な民衆蜂起に動けない。

どちらの側に正当性が?

トランプ宣言を受けてアッバス議長は1月14日、自治政府の本部ラマラでパレスチナを代表するPLO (パレスチナ解放機構) のパレスチナ中央評議会を緊急招集、歴史的な和解

といわれたイスラエルとの和平合意 (1993年のオスロ合意) は死んだと宣言、調停役の米国に対し、「われわれにはもはや頼むべきものはない。今後は有効な民族闘争を展開していく」と演説した。オスロ合意に死亡宣告したパレスチナ側の政策転換は、「2国家共存」の放棄につながるのだろうか。筆者はそうは思わない。「パレスチナ人に唯一残されているものは、過去にも将来にも決して消え去ることのない国家樹立への夢」(ムハマド・ヘイカル) だからだ。

アッバス議長—「ユダヤ人建国の精神的指導者ヘルツルは、『土地なき民に民なき土地を』とシオニズム運動を始めたが、実際に彼はパレスチナにやって来て、かの地に住む地元のパレスチナ人を見たではないか³⁾。その後、英国はシオニズムにお墨付きを与えるバルフォア宣言を出した。英国は米国と共に、欧州の『ユダヤ人問題』を解決するために、第2次世界大戦中の『ホロコースト』のあと、ユダヤ人をパレスチナに移民させた。私は、こうした英国の責任にあらためて謝罪を要求し、パレスチナの国家承認を迫りたい」(1月14日の演説)。

ネタニヤフ首相—「アッバス議長の発言は、われわれイスラエルが主張してきたことを暴露した。つまり、国境線を有するユダヤ人国家に反対することに、紛争の根源は存在することを明らかにしただけだ」(1月15日の記者会見)。

土地を追い出されたと主張するアッバス議長に、ユダヤ人国家の生存権を主張するネタニヤフ首相。それでは、いったい、イスラエル、パレスチナどちらの側の主張に正当性があるのだろうか。実は、この権利論争は長い中東紛争史の中ですでに決着がついている間いだ。

本書序説で詳述したように、ちょうど百年前、第一次世界大戦 (1914-18年) 後、長年所有して来たものを守ろうとする側 (パレス

3) 政治的シオニズム運動を旗揚げしたヘルツルは1898年10月26日、パレスチナのヤッファに到着、10日間の滞在中、ユダヤ人入植地リシオンレチ

オンなど開拓地を視察、11月2日エルサレムでパレスチナを訪れていたドイツ皇帝ウィルヘルム2世に謁見した。

チナ)と、2千年間所有して来なかったものを得ようとする側(イスラエル)の対立が始まり、前者は、自らの主張を基礎付ける根拠として、<土地の所有権>に依拠し、後者は、パレスチナとの聖書の時代からの歴史的な結びつきを基礎付ける<歴史的な権利>に依拠しているが、この大戦後の戦後処理で中東を担当した英国の歴史家トインビーによれば、2千年前の権利=主張はもはや時効の法令に基づき正当性がない。パレスチナに住むアラブ人はイスラエルが建国された1948年まで、1300年間定住して来た。この時間の長さは、パレスチナに住み続け、自分たちの所有する家屋や土地などの資産を所有するという時効の法令に基づく権利をアラブ人側に付与するものである。パレスチナを再占拠する権利を持つというユダヤ人側の主張には時効が適用される。イスラエルには、実際になされたことだが、パレスチナに住むアラブ人を彼らの家屋から閉め出して彼らの財産を奪う権利はない。ユダヤ人側の主張のうち、ドイツ

に対する補償要求(大量虐殺への補償)は、100%正当化される。だが、ユダヤ人に対する西側の犯罪の数々を理由に自国を所有する権利を付与されるべきであるとの彼らの主張は正当化されない。

これと同時にトインビーは、イスラエル国家は、パレスチナにおける「既成事実」として受け入れられることが必要と強調する。イスラエル国家が国連決議に基づき建国され、その後も現存し、イスラエル国民もすでに存在していることは今や既定の事実であり、こうした既定事実をもはや元に戻すことはできない。もし仮にこれを元に戻す事になれば、今度は「イスラエル難民」という新たな難民の大群を生み出してしまうことになる。もし仮に私やあなたがアラブ人だとしたら、私たちは、アラブ人が現在感じていることと同じ事をイスラエルについても感じるべきであるという。

4) このキャンプデービッド交渉を仲介したクリントン大統領は回顧録の中で、「自分のキャリアの中で最大の失敗だった。交渉相手のバラク首相は非常に大きな譲歩をする用意をしたのに、もう一方のアラファト議長の方が革命家から政治家へと最後のジャンプをしなかったことが最大の原因だった」と述懐。しかし、元々は、死に体のオスロ合意に突破口を開こうと未完の暫定期間とその後の最終地位交渉をひとまとめに短縮して、一挙にこの百年紛争を終わらせようとしてキャンプデービッドでの秘密交渉方式を思いついたバラク首相の発案だった。クリントン大統領は、出席を嫌がるアラファト議長を、たとえ不名誉な結果に終わっても責任を問わないからと説得しただけだったという—The Guardian, 17th July 2004. この交渉のたたき台となったクリントン提案は米国の「2国家共存」モデルとして今後の中東和平構想のパラメーターと位置付けられるので、このクリントン大統領の和平定立条件と、この条件を結局受け入れなかったパレスチナ側の最終回答を紹介する。クリントン大統領—「2000年12月20日、水曜日。私は、あなた方の交渉が焦点を絞り込めるよう力を貸すために大まかな(GENERAL)中東和平のパラメーター(定立条件)を検討し、あなた方に対して特別な課題を与えました。これまであなた方は一生懸命取り組んできましたが、マデレン(オルブライト国務長官)とデニス

(ロス中東和平交渉担当特使)から受けた報告では、あなた方はまだこの課題の達成には到達できていません。主要な課題についてあなた方が相違点を狭めて絞り込んで指導者たちが最終決断を行えるよう、私の最善の判断を示すことが、私の責任だと信じています。他にも解決すべき課題があるとは思いますが、以下の主要な課題を解決できれば、あなた方は和平の取引を達成することができるでしょう。はっきりさせておきますが、これは、米国からの提案というものではなく、これから2週間後に取り決りを結ぶために何をすべきかという私の最善の判断を示したものです。もしもこうした考えが双方に受け入れられないのであれば、交渉のテーブルから外されて、将来も出てこないでしょう。これらの考えをあなた方の指導者たちの元に持ち帰ってください。そして私は、まず個別に会談してこうした考えをさらに磨き上げて、次にあらためて首脳会談を計画して取り決めを結ぶ用意があります。でも、ここで双方の指導者たちにはっきりさせておきますが、この考えを再度交渉するためにここにやって来るべきではないという点です。私がこれから提示する範囲内でこの考えをより良くして仕上げていくという目的のためにここにやって来ててください。来たる27日、水曜日までに、こうした考えのもとでここにやって来るのかどうか知りた。

紛争の〈解〉を求める提言 - 歴史的悲劇を回避する「2国家共存」モデル

そこで、トインビーは、紛争解決のため、(I) パレスチナ (アラブ) 側に対し、イスラエル国家の建設を1948年の休戦ライン内に容認すること、(II) イスラエル側に対し、パレスチナ人の窮状からの救済-を提言する。この2つの和平の障害が取り除かれない限り、紛争に終わりはないと予言した。

「2国家共存」を基礎付けたオスロ合意が、アッバス議長によって葬り去られたことで、イスラエル、パレスチナ双方には、どのような展開が今後待ち受けているのだろうか。紛争の根源ともいえるエルサレム問題に火をつけたトランプ大統領は、2000年~01年にクリントン大統領が調停したキャンプデービッド・タバ交渉で最終的に挫折したのは、エルサレムの地位確定だった事実を思い起こすべきだろう。米国はイスラエル、パレスチナとともに、国連諸決議の土台である「領土と平和の交換」の和平原則を受け入れ、「西岸・ガザ」国家の樹立で基本合意したものの、最後にエルサレムの地位確定で失敗した。ユダヤ教、イスラム教、キリスト教の聖地の「共同統治方式」(JOINT BASIN) を求めたクリントン提案に、パレスチナ側は「イスラム世界の世論を無視したら、自分は暗殺される」(当時のアラファト議長) と最終的に拒否したためだった⁴⁾。

ここで、パレスチナ側の「レッドライン」をあらためて集約すると、本書第10章に引用した〈アラファト語録〉に尽きるだろう。アラファト自身さえも決して踏み込めない「パレスチナ難民6百万人から委託された権限 (terms of reference) として次の世代に受け継がれていく内容だった。「イスラエルが1967年戦争以前のラインへ撤退し、このあと解放されたパレスチナの22% (西岸・ガザ地区) に東エルサレムを首都とする主権国家を樹立し、占領終結・独立を達成する。このためには、ユダヤ人の入植地を解体する。難民問題は公正な解決を約束した国連安保理決議242および国連総会決議194に沿って解決する。私たちはこれからエリコ、ヘブロン、ナブルス、

ベツレヘム、ラマラを経て、エルサレムで再会しよう」。

パレスチナ側が求めるものは、自決権、帰還権、国家建設であり、パレスチナへの主権とは、具体的には、(1) 西岸・ガザ23%の占領終結・独立 (67年ラインへのイスラエル撤退) - 領土は22%及び入植地の80%放棄/イスラエル沿いの残存入植地は「land swap」、(2) 国連安保理242号および同総会194号難民決議の履行-に集約される。これを受けてイスラエル側が最終的な決断を問われているのは、(1) 東エルサレムを放棄できるのか、(2) 難民決議194号を受け入れられるのか、(3) 入植地を西岸から撤去できるのか、(4) ユダヤ人国家の安全を確保できるようなパレスチナ国家の存在とは何か-になる。こうした双方の対立する主張はいつまで折り合えるのか、どこまで歩み寄れる可能性があるのだろうか。2000年7月のキャンプデービッド交渉でイスラエル側も閣議決定を経て受け入れ、パレスチナ側が受け入れずに日の目を見ずに終わったクリントン提案の「2国家共存」構想モデルに、パレスチナ側はどこまで近づけたのだろうか。パレスチナ側は2001年1月2日付の最終回答書の中で、米国が描く「2国家共存」構想モデルをどうしても受諾できない理由を初めて詳細に説明したが、これによって双方の対立点があらためて浮き彫りになった。この回答書をそのまま引用すると、

「我々パレスチナ側は、米国側からの提案がなぜ恒久平和に必要な諸条件を満たすことに失敗しているのかについて説明したい。

- (1) -米国側の提案は、パレスチナ国家を、3つの地域に分割化(CANTON)し、ユダヤ人専用道路とアラブ人専用道路によって接続、そして分断してしまい、パレスチナ国家の存続 (viability) を危うくしてしまうことになる。
- (2) -米国側の提案は、エルサレムを、いくつかに分割し、何ら繋がっていない孤立した島のような存在にしてしまい、残りのパレスチナから引き離してしまうことになる。

- (3) 一米国側の提案は、パレスチナ難民の帰還権を、放棄するよう強制している。
- (4) 一米国側の提案は、パレスチナとイスラエル間の安全保障の取り決めを、実行可能なものにするに失敗しており、その他、パレスチナ民族 (people) にとって重要な諸問題をも取り上げていない。
- (5) 一米国側の提案は、パレスチナ側が必要としている「存続可能な国家 (viable state)」という基本的なニーズを無視し、イスラエル側の諸要求に忠実に思われる。

具体的には—

(Ⅰ) 領土問題について —

- (1) 米国側の提案は、西岸領土のうち4-6%をイスラエル側へ併合するとしているが、これでは、パレスチナ人の重大な利益を損ない、すでに追放されている多くのパレスチナ人に加えて、更にパレスチナ人の村落をイスラエル側に併合してしまうことになる。
- (2) 米国側の提案は、エルサレムやベツレヘムなどの開発地域にある大規模の非居住地区をもイスラエル側に併合することになり、パレスチナ国家の領土上の隣接性 (contiguity) を破壊することになる。
- (3) 米国側の提案は、パレスチナ国内でのパレスチナ人の〈行動の自由〉を損ねてしまい、パレスチナ国家の開発可能性に重大な影響を及ぼす。
- (4) 米国側の提案は、大規模な併合を進め、パレスチナ側の水利権を損なう。
- (5) 米国側の提案は、〈土地の交換〉を求めており、パレスチナ側の併合される土地を補償するイスラエル側の土地を具体的に特定していない (米国側とイスラエル側は、ガザ地区に近いイスラエルの有毒廃棄物のゴミ捨て場の無人地域を用意しているが、パレスチナ側としては農業開発用地との交換取引は受け入れない)。

(Ⅱ) 安全保障問題について—

- (1) 米国側の提案は、イスラエル側の提案よりもパレスチナ側の主権にとって重荷になるものではないが、西岸からのイスラエル撤退に3年間も要する理由はなく、撤退が長引けば平和的な履行を危うくし、軋轢の原因を生み出してしまふ。
- (2) 米国側の提案は、ヨルダン川渓谷に国際部隊を展開することになっており、同地になぜイスラエル軍の展開が必要なのか明確な説明がなされていない。
- (3) 米国側の提案は、イスラエル側に早期警戒施設の設置を認めているが、ラマラ、ナブルス近郊や東エルサレムにあるこうした既存施設の維持はパレスチナ側の発展を著しく妨げている。
- (4) 米国側の提案は、パレスチナの領空でイスラエル側が訓練・作戦を実施するために必要な特別取り決めを求めているが、もっと明確に規定しない限りパレスチナの領空使用権をイスラエル側に付与することになる。一般的に認められている航空に関する国際的な規定に則るべきであり、パレスチナ側の主権を侵害し、隣接諸国との関係を損ねることになる。

(Ⅲ) エルサレム問題について —

- (1) 米国側の提案は、(旧市街にある神殿の丘の) HARAM地区の下部に対するイスラエル側の主権を承認し、西の壁 (western wall) の地下を発掘する権利容認を示唆している。実際には西の壁は、嘆きの壁を越えた地域にまで延びており、この中には、1996年にネタニヤフ首相 (当時) が開いて大規模な衝突をひき起こしたトンネルが含まれている。
- (2) パレスチナ側としては、エルサレムを聖地とするすべてにアクセスと礼拝が可能なOPEN CITYの地位を保持するという基本的な立場であり、パレスチナ国家を通して自由な行動を保証する地

位である。

(IV) 難民問題について—

- (1) 米国側の提案は、実際には現在イスラエル領への帰還権は容認していない。
- (2) 米国側の提案は、帰還権の履行は全面的にイスラエル側の指示に従うというイスラエル側の立場を反映させたものである。難民問題の公正な解決の基礎であると長年見なされている国連総会決議194号を思い起こすことが重要である。
- (3) 難民の帰還権と難民の選択の規定は、この紛争の終結にとって不可欠な条件である。

米国側の提案は、上記の4つの 이슈にのみ焦点を当てているが、永續する包括的な平和の確立に不可欠な幾つかのその他の諸問題には言及しておらず、口を噤んでいる。両民族の将来関係の互恵性を確保するような手段を一切無視し、水利、占領に起因する損害賠償、環境、経済関係、国家関の諸問題などには言及していない。

(V) 紛争の終結について—

我々パレスチナ側は、パレスチナ・イスラエル紛争の終結を全面的に約束するが、これはこの紛争を引き起こし、永續させてきた諸問題が全面的に解決された時のみ初めて達成されるものと確信している。この紛争の核心を占める諸問題を解決するための詳細な態様を規定した包括的な協定を通してのみ達成される。イスラエル側とエジプト側、ヨルダ

ン側それぞれの解決に当たっては、最終的かつ詳細な平和条約を経て初めて紛争の終結が到来したことを思い起こすべきである。米国側の提案は、国際上の必要な要件及び正義を脇に置いて、上記の懸念を明確化する考慮がなされない限り、現実的 (pragmatic) な紛争解決にはならないだろう。もしこうした解決が実行に移されないならば、紛争を終結するという形式的な宣告／発表 (pronouncement) は無意味なものになるだろう。

～結論～

我々パレスチナ側は、今一度、国連安保理決議242号及び同338号そして国際法に従ってパレスチナ・イスラエル紛争を平和的に解決することを約束する。交渉が遅滞するごとに膨大な人的損失を被ってきたことを考慮すれば、我々としては、できるだけ早くこの紛争を解決する必要があると承知している。しかしながら、我々は、(1) 存続可能な (viable) パレスチナ国家の樹立、及び(2) 自分たちの故郷 (home) へ帰還するパレスチナ難民の帰還権 — を確保し得ないような提案を、受け入れることはできない。」⁵⁾

こうしたパレスチナ側の「2国家共存」に対する立場は、1997年—99年にかけて将来の「パレスチナ国家」の憲法として起草された草案 (基本法) に基礎付けられているが⁶⁾、これを法的な基盤にパレスチナに78%を擁するイスラエル国家の実存を認めた上で、自らの土地所有に根ざした領土に22%を擁する主権国家に限定したパレスチナ側の「2国家共存」モデルを描き出していることが分かる。

5) Editors WALTER LAQUER AND DAN SCHUEFTAN, *THE ISRAEL-ARAB READER*, PENGUIN BOOKS, New York, 2016. pp.488-494.

6) 2002年5月29日、アラファト議長が基本法に調印して発効した。

7) パレスチナ憲法草案 (基本法)

8) イスラエル紙ハアレッツが2019年3月、オスロ合意調印から25周年を機に実施した世論調査によると、中東紛争の解決案として「2国家共存」の支持が34%と最も高く、第2位の「イスラエル＝1国家」支持19%、第3位「イスラエ

ル＝パレスチナ連邦制」支持9%だった。イスラエル国民のうちユダヤ人6百人及び非ユダヤ人2百人の有権者を対象に紛争の解決案について質問した。政党別では、「2国家共存」の支持は中道左派「青と白」の57%、中道右派「リクード」の20%、中道左派労働党80%、左派メレツ79%。なお、西岸の併合案については、支持42%、反対28%、分からない30%の順だった。

9) *Susan Hattis Rolef*, Editor *POLITICAL DICTIONARY OF THE STATE OF ISRAEL*, Zionism pp.343-347.

パレスチナ憲法起草委員会（ナビール・シャース委員長—自治政府計画・国際協力相＝当時）が作成した同草案は、第1章—パレスチナ国家の基礎および権利と義務、第2章—政府機構、第3章—憲法改正の手続き—を内容とする全220条から成り、「パレスチナは決して譲渡することのできない完全な主権を備えた独立国家であり、この体制を共和制と規定、この国家の領土は一体的かつ分割できないものである」（第4条）、「アラブ・パレスチナ人民は正義、自由、平等、人間の尊厳、自決権を行使する権利および自らの土地に対する主権の原則を確認する」（第2条）、「イスラム教を公式宗教とし、一神教の宗教を尊重する」（第6条）、「エルサレムはパレスチナ国家の首都及び政府の所在地と定める」（第8条）など、「独立性」、「主権性」、「民族の尊厳」が「2国家共存」モデルを支えている。⁷⁾

イスラエルの「2国家共存」モデルを求めて

もし仮にイスラエル側がこのようなパレスチナ側が求める「2国家共存モデルを受け入れれば、パレスチナをめぐる中東百年紛争は終結し、最終決着することになる⁸⁾。パレスチナ側に受け入れ可能な「2国家共存」に基づく「主権・独立国家」とは、パレスチナ全体の22%の西岸・ガザ地区に東エルサレムを首都と定めた独立・主権国家を樹立するというパレスチナ・アラブ人の名誉ある解決策の和平構想だが、これに応じるイスラエル側の「2国家共存」モデルとは、いったいどのようなものになるのだろうか。そもそも、イスラエル側は政府レベルで「2国家共存」へ向けた選択に踏み切る用意があるのだろうか。ここで「2国家共存」に対するイスラエル側の立場をあらためて整理しておこう。

そもそもシオニズムとは、本論文の第2章で詳述したように、「ユダヤ民族を復興させて、エレット・イスラエル（イスラエルの地＝パレスチナ）にユダヤ民族の独立を目指す運

動」⁹⁾であり、この目的は1948年にイスラエル建国によって成就したと、多くのシオニストたちは見做したが、できる限り多くのディアスポラ・ユダヤ人をこの新国家に移住させる任務は未だに未完のまま残されており、世界で苦境に立たされているユダヤ人をイスラエルに連れ戻して人口を増やす政策に尽力してきた。世界中に離散するディアスポラ・ユダヤ人を大別すると一、

- (1) イスラエルへの移住を求める「シオニスト・グループ」
- (2) イスラエルへは移住しないものの、「イスラエルの友人たち」と呼ばれる「非シオニスト・グループ」
- (3) シオニズムを神の救済とは認めない超正統派ユダヤ教徒らの「反シオニスト・グループ」—などが存在するだろう。

「2国家共存」モデルを実現するためには、シオニズムに基づいて建国されたシオニスト国家＝イスラエルが、パレスチナ＝エレット・イスラエルの一部である西岸・ガザ—削除の占領地を放棄できるのかどうか最大争点だが、最も肝心なのは、(1)のイスラエルに移住してイスラエル国家を建設した人々が、パレスチナ側が苦渋の選択に踏み切ったように、「2国家共存」モデルの最終決断に応じるかどうか尽きる。

「共存」モデル論A —「非シオニスト」の立場から

～『非ユダヤ的ユダヤ人』の著者で英国を拠点に活躍した歴史家アイザック・ドイッチャー(1907-1967)の意見

「イスラエルという国家はその建国の礎石の中にダイナマイトを蔵している。それは何万、何十万という追放されたアラブ民族の不満である。公平に見てこれについてユダヤ人を非難することはできない。怪獣に追いまわされ、救いを求めて駆け回る者は、邪魔にな

10) アイザック・ドイッチャー、鈴木一郎訳『非ユダヤ的ユダヤ人』、岩波新書、1970年、pp.149-150.p180.

る者を傷つけ、その財産を踏みしめる。これは止むを得ない話である。ユダヤ人は、自分たちの悲劇に比べれば、アラブ民族が被った損害など児戯に類するくらいに思っている。それには違いないが、そうなると、当然鬱積した不満を持つアラブ民族の感情を害し、その復讐を招く結果となってしまった。イスラエルにとってパレスチナはユダヤ人のものであり、永遠にそうあらねばならない。アラブ民族にとってユダヤ人は侵入者であり、不法占拠者であり、永遠にそう解釈されることであろう。

この問題の解決が民族主義的な立場で求められる限り、アラブ民族もユダヤ人も共に憎悪と復讐の悪循環から抜け出すことはできない運命にある。(略) この行き詰まりを打開する道はまだ見当たらない。

(そこで、解決のカギは、終局的には『民族国家』体制を超えたところに見いだされるべきだろう。おそらくそれはより広く中東連邦>といった枠内で成立することとなるだろう。そうなれば、イスラエルはアラブ諸国の中にあつて、その人口の示すように、小さくはあるが、その知的精神的資源と同様に、大きな役割を果たしていくことになるだろう。

(1967年の戦争で)イスラエルが征服した地域およびイスラエル領内には今や百五十万(当時)のアラブ人がおり、イスラエル人口の40パーセント以上にあたる。いったい、イスラエルの人々は占領地区を安全に保つために大勢のアラブ人を追い出すというのであろうか。これは今までよりももっと危険で大規模の新しい難民問題を作り出すことだろう。

イスラエルの人々は征服した地域を放棄するだろうか。否というのがほとんどのイスラエルの指導層の答えである。イスラエルの超愛国主義者ベン・グリオンはヨルダンに対して『アラブ=パレスチナ国家』を造るよう促し、それがイスラエルの保護国となるよう主張している。いったい、イスラエルはアラブ民族

がそんな保護国という考えを受け入れると期待する権利があると思っているのだろうか。そうなったら、アラブ側は死に物狂いで抵抗するのではなからうか。イスラエルのどの政党も、二つの民族から成る『アラブ=イスラエル国家』を考えてみる構えすらない¹⁰⁾

「共存」モデル論B — 「非シオニスト」の立場から

～『イスラエルとパレスチナ』の著者、アヴィ・シュライム=英オックスフォード大学教授の意見

「いったい、この百年紛争には平和的に解決する道があるのだろうか。私は、イスラエルとパレスチナにとって公正で理性的(REASONABLE)な解決とは、パレスチナを分割し、『2国家共存』を実現すること、これこそが唯一解決への道だと考える。パレスチナ人は、オスロ合意に調印したことで武力闘争を捨てて『2国家共存』を選択した。彼らは、パレスチナの22%の土地に自分たちの独立国家を持てると期待して残り78%の土地に対する請求権を断念した。

しかし、パレスチナ人とともにオスロ合意に調印したイスラエル側は徐々に右傾化し、この結果、解決の条件を厳しくした。その後登場した右派リクード政権(シャロン首相)は『独立国家』を受け入れず、各政党の右傾化はさらに進んで、パレスチナ人の追放など人種政策をあからさまに唱えるようになった。パレスチナ人との和解に資する姿勢が見られない。和解とは、強者が弱者に強制するものではなくて、相互の尊敬と平等・対等性からこそ真の和解が生まれる。イスラエル人とパレスチナ人は目下のところ、恐ろしいほどの死の踊りに興じているが、長い目で見ると、やがてイスラエル人は自分たちのやり方が間違っていることに気付くようになり、本質的に政治的な問題には軍事的な解決はないと分かるかも知れない。

11) Avi Shlaim, ISRAEL AND PALESTINE, VERSO, London / New York, 2009. x iv - x v.

12) Shlomo Avineri, The Palestinians and ISRAEL, pp.157-

164, Edited by Avneri ISRAEL AND THE PALESTINIANS, ST. MARTIN'S PRESS, NEW YORK, 1971.

いつの日か、やがてイスラエル人は、自国の安全は一方的な力の行使だけで保障されるという勘違いを改めるかも知れない。私としては、個人と同じように、国家も軍事的な解決といったあらゆる解決を使い尽くしたあとで、理性的に行動するものであるという歴史的な知恵に慰めを見いだす。決して私は希望を失ってはいない。¹¹⁾

「共存」モデル論C — 「シオニスト」の立場から

～『イスラエルとパレスチナ人』¹²⁾の著者
シュロモ・アヴィネリ＝ヘブライ大学教授
(1933—)の意見

「もしパレスチナのアラブ人側にイスラエルの国家に対する請求権が一部でもあるとすれば、おそらくそれは、シオニズムが最初から間違っていたということになるのだろうか。これまで典型的なシオニストは、身の安全を保てずに不安感に苛まれ、このために過剰反応する傾向を身に付けており、自らの主張の正しさを証明しなければならず、このために自分たちと競合するような相手側の主張には目もくれない傾向があった。だが、今日のイスラエルの若い世代の人たちにとっては、イスラエル国家の正統性とか、イスラエル側の主張の正当化とか、弁解といったことは、もはや重要さが低下したと考えられている。彼らが一国民として、一民族として存在していることこそが重要なのであり、自らの存在をあえてわざわざ正当化することなどはもはや重要とは考えていないのだ。

このような彼らのナショナリズム（民族主義／国民主義）はイデオロギーではなくて、むしろ実存（EXSISTENSIAL）的なものである。彼らにとって自分たちの祖先の約束の地に住んでいるアラブ人を見つけてたとえびっくりしたとしても、決して外部からやって来た一部の要素などではなくて、アラブ人は彼らの環境の一部であり、好むと好まざるに関わらず、共に住んで順応することを学んできた。

正直に言って私は、一人のイスラエル人と

して、アラブ人が多数派を占める国家の中で少数派ユダヤ人のコミュニティの一員となって住みたいとは思わない。これと同様に、およそ2百万人もいる少数派のアラブ人のいる国家の中で多数派を占めるユダヤ人の一員になりたいとも思わない。確かに『2民族＝1国家』構想は高尚だが、近代ナショナリズムのダイナミズムを見過ごしており、独立国家の地位と主権を希求するユダヤ、アラブ双方の主張を真剣に取り上げていない。キプロスとナイジェリアは、緊張を孕んだこの『2民族＝1国家』の粗末な出来損ないの悪い例であり、ベルギーとカナダでさえも、国内に内在する民族間の緊張やトラウマを解決する、というよりは、むしろこれを制度化してしまいかねない深刻な緊張関係を映し出している。そしてアラブナショナリズムはエスニックや宗教マイノリティへの扱いが酷く、このことはイラクのクルド人やスーダン南部の黒人の例を示すだけで十分だ。

過去1世紀にわたって、ユダヤ人とパレスチナのアラブ人は、陽のあたる場所を目指して一つの郷土（HOME）の建設を自分たちの権利として要求する民族運動を生み出し、歴史に登場して来たが、この二つの民族運動を、ユダヤ国家でもなくアラブ国家でもないような一つの国家に投げ込んでしまうと、お互いの緊張を克服し、相互協力を始めることが不可能となってしまっただろう。このような『2民族＝1国家』では、世界中にいるユダヤ人との関係、イスラエル本国への移住、アラブ世界とのつながりといった諸問題に直面してしまうことになる。

いったい、こうした紛争の根源である問題を、『2民族＝1国家』という単一の政治体によって平和裡に解決することはできるのだろうか。双方の民族運動に正当な地位を与え、代わりにこれを骨抜きにして挫折させてしまいかねないだろう。このような解決策の主導者や支持者たちは、ささいだがまさに基本的な国家の呼び名によって計画が頓挫してしまうという事実を見過ごしている。なぜ250万

¹³⁾ Avineri, *The Palestinians and ISRAEL*, pp.157-164.

人に及ぶイスラエルのユダヤ人がパレスチナと呼ばれる国家に住むことに同意しなければならないのか。なぜ200万人に及ぶパレスチナのアラブ人がイスラエルと呼ばれる国家に住むことに同意しなければならないのか。民族運動にとっては、民族意識、いわば象徴、日付、年代、歴史的な事件などといった民族意識を見過ごしているのは最大の愚行だ。パレスチナ人とイスラエル人は共に豊かな民族文化を保有しており、これを発展させて同類と看做す世界中の類群的集団、イスラエル人にとっては世界のユダヤ人との、そしてパレスチナ人にとってはアラブ世界およびイスラム世界との、それぞれ特別の結びつきを維持しようとしている。」¹³⁾

中東百年紛争の「解」—G・アントニウスを超えて

とりわけシュロモ・アヴネリは『歴史的パレスチナ』の地で始まったイスラエル・アラブ間の紛争は、もし双方がお互いの正統性を受け入れることができるならば、終結への道を辿ることになる」と指摘し、「2国家共存」実現へ向けた必要条件を提言する。

- (A) = イスラエル側は、西岸に国家建設を目指すパレスチナ・アラブ人の正統たる権利を受け入れなければならない。
- (B) = パレスチナ側は、イスラエルの正統性を受け入れなければならない。

「イスラエル側では、これまで戦闘の矢面に立ち、パレスチナ人にオープンな若い世代が旧世代よりも大きな希望である。もしイスラエル政府がこうした若い世代の風潮に具体的に応じるようになるならば、重要な前進が一步踏み出されることだろう。とりわけ西岸のパレスチナ人がイスラエルの正統性を受け入れることによって、この歴史的な地にイスラエル人と共に共有する場所を手に入れる道が切り開かれるだろう。1938年にジョージ・アントニウスは『アラブの目覚め』の結びでこう警鐘を鳴らしている。「現実の論理は非情である。パレスチナには、土地を所有している民族を追放したり、根絶やしでもしない限り、第二の民族に提供する空間はない」と。

実際のところ、アラブ側はこのやり方に沿って行動してきたので、これまでの経緯を辿る限りでは、まさにアントニウスが正しかったことが証明されているようだ。だがしかし、これは事前に予想された通りの予言なので、『パレスチナの悲劇』に対する道義上の責任を、アントニウスと同じように考えるアラブの知識人層と共有している。

しかし、今日のイスラエル人とパレスチナ人としては、アントニウスが間違っていたことを証明することができるはずだ。この二つの民族は『歴史的パレスチナ』の土地にそれぞれの主権国家として共存することが可能である。この共存への道は武力だけでも、ましてや無力な外交だけでも達成できないだろう。何故ならば、この二つの民族運動による紛争は双方による意識をめぐる紛争なので、双方が相互承認を通してのみ紛争が唯一解決可能になるだろう。この相互承認は、イスラエル人とパレスチナ人が今日まさに直面する挑戦に他ならない。

「共存」モデル論D — 日本人研究者の立場から

こうした「共存」モデルを視野に入れながら、筆者なりに具体的なパレスチナ和平構想／計画を提言し、長期的なパレスチナの将来を展望したい。

<提言>

- (1) 一国際社会は、まず、「パレスチナの最終地位の取り決めに関する原則」宣言を発表する。そして次に、「領土と平和」の交換を具体化した「2国家共存」の解決に基づいて最終解決を追求するという恒久和平の共存の枠組み作り着手する～この根深い中東百年紛争の「解」には、どちらの側も完全に優越せず、自分勝手な解決を不可能とする「公平さ」を国際社会が保障する仕組みがぜひ必要であり、「優越の平和」、「敗北の平和」、「勝者の平和」、「屈服の平和」、「屈辱の平和」はご法度と言える。

(2) 一この「2国家共存」モデルとは、具体的には、(1) パレスチナ人とイスラエルがお互いに民族としての諸権利(主権、独立、尊厳)を受け入れ、相互承認すること、(2) パレスチナ国家は、イスラエルが1967年戦争以前へ東エルサレムを含めて撤退した後、樹立され、イスラエル国家と平和的に友好的に共存できること。

このような公正さを保障する和平のメカニズムを創設し、人類に共通する普遍的な価値を保障する「法の支配」とこれを履行するために必要な力を、国際社会として提供することは絶対に欠かせないだろう。

中東和平の設計者たちは、イスラエルが西岸から撤退後、同国の安全保障を満すため、「石油」、「土地」、「水」などの資源、「聖地エルサレム」などの宗教についてお互いに分かち合う新しい考えを創出できるよう、叡智を十分に発揮することが求められている。

そして、長期的には、イスラエルがこの国がない状態よりも中東の安定にプラスであると近隣のアラブ諸国から自然に受け入れられるようになれば、この地域に初めて真の平和が訪れ、この中東百年紛争の根源である「パレスチナ問題」、「ユダヤ人問題」は最終的に決着をみることになるだろう。いったい、21世紀の中東／パレスチナが「流血の100年」の歴史から抜け出すことができるのか。イスラエルの人々が中東域内の人々の良き隣人としてお互いに認め合い、知り合うようにならない限りは、中東域内で未長く生きて暮らしていくことはできない。だからこそ、このためにパレスチナ人とイスラエルがお互いの民族的な権利を認め合うという「公正な解決」に至る和解過程＝「共存」モデルを歴史的な現実の中に根付かせる道を歩めるよう、粘り強く挑戦し続けなければならないだろう。(完)

<基本文献の紹介>

パレスチナめぐる中東百年紛争の理解に役立つ主な参考文献—解題付き

聖地パレスチナをめぐる帰属未定の「土地

争い」は、世紀を超えた、最も手に負えない、解決が至難な現代紛争であるだけに、様々な関心から実に多くの人々を惹きつけ、全生涯をこの難題の「解」の発見と探求に取り組み、道半ばで命を落とした勇気ある人々が存在する。紛争の当事者はもちろん、中東の和平を探求し、設計してきた国家指導者から、政治家、外交官、実務家、ジャーナリスト、研究者、学者に至るまで実に多彩な顔ぶれが関わり、その記録は貴重なドキュメントとして保存され、この現代紛争の理解に役立てる恩恵を私たちは受けている。本テーマに即した多くの文献はすで各章の文末で取り上げ、詳しく紹介してあるので、ここでは、巷に溢れる汗牛充棟の感がある文献の中から、(1) イスラエル側とパレスチナ側双方の立場をあるがままに理解し、(2) 紛争の「解」を発見するために大いに役立つ、と筆者には思われる幾つかの入手しやすい基本文献に絞って数点列挙しておく。

< I > 通史・概説・ドキュメント資料 ～

- (1) The Arab -Israel Conflict ,Volume I、II、III、IV、edited by John Norton Moor ,American Society of International Law ,Princeton University Press ,1974. ～中東百年紛争史を国際法に照らして整理、体系化、第3巻の資料・ドキュメント・データ編は、原典の保管場所まで典拠されるなど信頼性が高い。1990年代以降の紛争史は扱われていない。
- (2) WALTER LAQUER AND DAN SCHUEFTAN ,editors, THE ISRAEL-ARAB READER , A Documentary History of the Middle East Conflict, Eighth Revised and Updated Edition , PENGUIN BOOKS, New York, 2016. ～定期的に改訂版が出され、(1) と兼用すると極めて重宝。基本文献は幅広く収録されている。
- (3) The Government and Politics of the MIDDLE EAST and NORTH AFRICA, edited by Mark Gasiorowski, West view Press, 2014. ～主に中東主要14ヶ国を取り上げ、イスラエル、パレスチナについても詳述、

歴史、地理、社会、文化、経済を概観、政治構造、政治制度を説明、外交政策および統計データ、参考文献も紹介。3年ごとに改定版が出され、変貌が著しい「アラブの春」以降の動向を把握する上で極めて便利。2011年版も。中東概論&各論を学びたい読者には座右の書に。

<II>イスラエル／パレスチナ古代史 ～中東百年紛争の「前史」を理解するうえで役立つ主な文献

- (1) 原文校訂による口語訳『聖書』、フランシスコ会聖書研究会訳注、サンパウロ、2013年～パレスチナをめぐる国際関係史を解説した各時代ごとの概説は出版に25年を要したとされるだけに圧巻、聖書の時代の古代イスラエル史の客観的な理解に欠かせない。大部(旧約2500ページ／新約729ページ)だが、時間を割いて少しづつじっくりと味読・熟読する価値がある～世界の名著12『聖書』、中沢治樹・前田護郎訳、中央公論社、昭和43年。
新共同訳『聖書』、日本聖書協会、1987・1988年。The Holy Bible English Standard Version, American Bible Society, NEW YORK, 2001.
- (2) フォクスウエル・オルブライト、十時英二、戸村政博訳『パレスチナの考古学』、日本基督教団出版局、1986年。William Foxwell Albright, THE ARCHAEOLOGY OF PALESTINE, Penguin Books, 1949.
- (3) W.D.デービス『ユダヤ教の国土観』(The Territorial Dimension of Judaism)、聖書研究シリーズ36、教文館、1982年。
- (4) ジョン・ブライト、新屋徳治訳『イスラエル史(上／下)、聖文舎、1968年。JOHN BRIGHT, A HISTORY OF ISRAEL, THE Westminster Press, 1974.
- (5) マーチン・ノート、樋口進訳『イスラエル史』、日本基督教団出版局、1983年。MARTIN NOTH, THE HISTORY OF ISRAEL, SCM Press, London, 1958.
- (6) セシル・ロス、長谷川真、安積鋭二共訳『ユダヤ人の歴史』、みすず書房、1966年 CECIL ROTH, A HISTORY OF JEWS,

Schocken Books, New York, 1961.

- (7) M.ノート『モーセ五書伝承史』、山我哲雄訳、日本基督教団出版局、1986年。
- (8) TH.C.フリーゼン、『旧約聖書神学概説』、日本基督教団出版局、1969年。

<III>古代の民族

パレスチナを含む中東・イスラエル・アラブ世界の民(民族)の淵源を理解するために最適なのが、渡辺善太『出エジプト以前—セム・ヘブル・イスラエル原始像』、日本基督教出版局、1972年。

～私たち日本人には馴染みの薄い分野だが、本書を通して、アジア系(トルコ民族)、インド・ヨーロッパ系(イラン・ペルシャ民族)とともに中東の主要民族を成すセム系(アラブ民族とユダヤ民族)が人類中興の祖ノア(紀元前2883年ごろ—1933年ごろ)の3兄弟(セム、ハム、ヤペテ)の長兄セムを淵源に、彼の子孫がメソポタミア全域へ分布、ハムの子孫がエジプトから南北へ、ヤペテの子孫がパレスチナの北と南へ分布して、さらに北からヨーロッパへと拡大し、セムから8代を経て、イスラエルとアラブの共通の祖アブラハム(イブラヒーム)に至る民族の系譜が理解できる～

<IV>アラブ・イスラム史 ～

- (1) アルバート・フーラーニ、湯川武監訳・阿久津正幸編訳『アラブの人々の歴史』、第三書館、2003年、Albert Hourani, A History of the Arab peoples, Faber and Faber, London, 1991 ～7世紀のイスラムの誕生からパレスチナ問題までアラブ人の歴史を壮大なスケールで描いた中東研究の金字塔的な名著。19世紀以降の欧州列強の進出、オスマントルコ帝国の興亡、アラブナショナリズムの起源と発展、近代中東アラブ諸国の形成の歴史は現代中東紛争を根源から理解する上で必読の書。
- (2) バーナード・ルイス、林武・山上元孝訳『アラブの歴史』、みすず書房、1967年 Bernard Lewis, THE ARABS IN

HISTORY, Hutchnson and Co. Ltd., 1966、同、白須英子訳『イスラム世界の2千年』、草思社、2001年、Bernard Lewis, THE MIDDLE EAST, 2000 years of history from the rise of Christianity to the present day, London, 5 Upper Saint Martins Lane, 1995.

- (3) リチャード・ベル、秀熊田亨訳『イスラムの起源』、筑摩書房、1983年。Richard Bell, The Origin of Islam in its Christian Environment, Frank Cass & Co. Ltd., London, 1968. 同、医王秀行訳『コーラン入門』、筑摩書房、2003年、Richard Bell, Introduction to the Qur'an, Edinburgh University Press, 1953.

<V>シオニズムの研究

- (1) ドイツ系ユダヤ人ウォルター・ラカー(1921—2018)による、高坂誠訳『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』、第三書館、1987年、Water Laqueur, A History of Zionism, Weidenfeld & Nicolson, London, 1972. 1989, 2003～邦訳は1000ページに及ぶ大著だが、ユダヤナショナリズムの視点／歴史から中東紛争を包括的に理解するうえで権威ある地位を確立しており、シオニズム研究の必読の書、～2003年発行第3版の序言「これまで過去数世紀にわたって多くの分野でユダヤ人の天才が出現してきたが、政治の叡智の分野では未だ現れていない。これは、ユダヤ人が国家の経験と責任を持ったことがなかった民族の故かもしれない。だがしかし、イスラエルおよび全世界が空前の新たな危機の時代に直面している刻(とき)だからこそ、絶対に必要とされている政治の叡智なのです」
- (2) ヘブライ大学教授シュロモ・アヴィネリ Shlomo Avineri (1933—)によるThe Making of Modern Zionism, Basic Books, Inc., Publishers, New York, 1981. Avineri, Herzl's VISION, Theodor Herzl and the Foundation of the Jewish State, Blue Bridge, North America, 2014. ～本書第2章ではアヴィネリの両書の論考に依拠してシオニズムの歴史と構造に

ついて詳述している。アヴィネリはヘーゲル、マルクス研究の泰斗としても著名だが、本書のテーマと離れるが邦訳にアヴィネリ著、高柳良治訳『ヘーゲルの近代国家論』、未来社、1978年、Hegel's Theory of the Modern State, Cambridge University Press, London, 1972も、本書の読者にはぜひお薦めしたい一書。

<VI>パレスチナ・ナショナリズムの研究

ジョージ・アントニウス、『アラブの目覚め—アラブ民族運動物語』、第三書館、1989年、GEORGE ANTONIUS, THE ARAB AWAKENING, LEBANON BOOKSHOP, BEIRUT, 1969～パレスチナ人の立場から、パレスチナに建国するシオニズム運動の理不尽さを、歴史的な現実の中から解き明かした古典的な名著。1930年代の書物だが、この分野でこの書を超えるものは出ていない。

<VII>中東和平 ～

- (1) イスラエル側からの視点—

Ariel Sharon with David Chanoff, AN AUTOBIOGRAPHY WARRIOR, Published by Simon & Schuster, New York, 1989.

～右派リクード党首・アリエル・シャロン首相(在位2001年3月—2006年1月/1928年—2014年)の自伝『ウォリアー(戦士)』。この中で2020年までに新たに100万人のユダヤ人を受け入れてイスラエルを世界のユダヤ人の大多数が集まる「ユダヤ人国家」にして「父祖の地」への全面的な権利を回復する「シャロン構想」を提唱、エルサレム、ヘブロンなどユダヤ民族ゆかりの地である西岸に対する「歴史的な権利」を主張し、ユダヤ民族のルーツである西岸支配を夢見る「シオニスト革命」を明らかにした。一つのユダヤ人国家の中にパレスチナ人も混住する「大イスラエル」構想を推進し、治安維持のためにパレスチナ人を分離して封じ込め、西岸入植地をイスラエル主権下に組み入れる「分離計画」を実行した。こうした「シャロン構想」は、アラファトが推進した「2国家共存」構想と真っ向か

ら対立するものだが、イスラエル歴代の右派政権にしっかりと受け継がれている。最終的にシャロン首相は、西岸全体の42% (パレスチナ自治区の現在の領域に相当) に限って『パレスチナ暫定国家』の建設を容認、これによって中東100年紛争の幕引きを図ろうとした。

Shimon Peres with Areye Naor, The New Middle East, Henry Holt and Company, New York, 1993.

～左派イスラエル労働党首・シモン・ペレス大統領 (在位2007年—2014年 / 1923年—2016年) は平和と引き換えに西岸を返還する「2国家共存」を提唱、外相時代1993年のオスロ合意の立役者。同書の中で「2国家共存」モデルとして「ヨルダン・パレスチナ (西岸) 連合国家」構想を発表 (いわゆる「ヨルダン・オプション」)、(1) イスラエルは同国の安全に欠かせないヨルダン渓谷を除いた西岸を返還する、(2) ヨルダン川東岸のヨルダン国家と西岸のパレスチナ地域から成る連合国家を形成する、(3) 連合軍はヨルダン川東岸にのみ駐留し、西岸は非武装化される一。

(2) パレスチナ／アラブ側からの視点

ムハンマド・H.ヘイカル著アラビア語版『アラブ・イスラエル間秘密交渉』(Al Mufawadat al Sirria baina al Arab wa Israel), I、II、III, Dar al Shruq, 1996, Mohamed Hassanein Heikal, Secret Channels—The Inside Story of Arab—Israeli Peace Negotiations, Harper Collins, London, 2000

～本書の第11章で取り上げたヘイカルによる論考の中東和平論。アラビア語版の「アラブ・イスラエル秘密交渉」(上・中・下)とこれを大幅に縮刷したペーパーバック英語版。1990年代の中東和平の時代を切り開いたオスロ合意はなぜパレスチナに真の平和をもたらさないのか、洞察鋭い論考を展開しており一読の価値あり。邦訳はないが、一部を抄訳すると、「ユダヤ

人が1880年に、長い空白期間を経てパレスチナに到来してから100年以上の歳月が流れた。イスラエルは領土拡大の精神にコントロールされたいまだに若い社会である。将来、平和の曙光が昇るとしたら、隣国との関係についてより成熟した考えを身につけるだけの心の旅路を必要としている。長い中東紛争の歴史を振り返ってみると、平和を探求する人々はこの紛争の本質を把握していないという思いを禁じることができない。これまでの和平イニシアチブは、尊厳という『イチジクの葉』で降伏の道を見出す構想に基づいたものだった。紛争の宗教的、歴史的、文化的な側面を何ら考慮しておらず、真の対立のルーツは心の領域に根ざすものである。中東は平和を大いに必要としているが、『正義』と『尊厳』を伴う平和を求めている。真の平和とは、相互の『理解』と『尊敬』、それに『協力』を必要とする。イスラエルが中東に定着したいと望むのであれば、人口比に基づくパワーバランス、長期的な経済的現実、国家の安全保障の本質—などを考慮した新思考への転換が求められる

David Hurst, The Gun and The Olive Branch, the Roots of Violence in The Middle East, FABER AND FABER, London, 1977, 1984, 2003.～

<Ⅷ> 中東紛争の現状理解

～紛争の現状をあるがままに押さえ、Factsを丹念に拾うのに最適なのが、米紙The New York Times、イスラエル側の最新動向を的確に理解し、分析するために最適なのが、イスラエル紙Haaretz (英語版)、パレスチナ側の詳細な情報を入手するのに最適なのが、汎アラブ圏のアラビア語紙Al-Hayat。いずれも電子版で安価に入手可能であり、とりわけThe New York Timesの国際版は英字紙The Japan Timesの折り込み紙で容易に購入可能。英紙The Guardianの解説記事も定評がある。筆者はこれらの記事から事実判断を形成し、現状理解に役立てている。

<概説付き>

パレスチナ側は「イスラム世界の世論を無視したら、自分は暗殺される」(当時のアラファト議長)との拒否

(I) 領土問題—

パレスチナの主権は、西岸の90-100%の領土の範囲内に与えられるものとする。そしてイスラエルが併合した入植地ブロックの土地と引き換え、交換するために領土上の土地交換を必要とする。西岸領土の範囲として90%台の半ば=94%~96%を解決の土台とする。そこでパレスチナ国家は、西岸の94-96%と1-3%の交換される領土とする。これに(西岸とガザを結ぶ)回廊などの領土の取り決めをまとめる必要がある。

(II) 安全保障問題—

パレスチナ国家は「非武装国家 (demilitarized state)」にするとのイスラエル側と「限定的な武力を有する国家 (a state of limited arms)」にするとのパレスチナ側双方の立場の妥協点として、パレスチナ側がすでに強力な治安部隊を保持している事実を鑑みて、パレスチナ国家は国境の安全と抑止を目的とする国際(治安)部隊を所有する「non militarized state」こととする。パレスチナ側の主権を確保すると同時に、イスラエル側の安全保障上の懸念を考慮して双方の合意に基づいて国際的なプレゼンスを展開し、36ヶ月間の駐留を経て徐々に撤退する。ただし、ヨルダン渓谷には小規模のイスラエル軍部隊が更に36ヶ月間駐留する。イスラエルへの脅威が低下する環境に応じてこの期間を短縮する。西岸にはイスラエルの早期警戒所がパレスチナ側の連絡事務所と一緒に3ヶ所設置される。パレスチナ国家は領空に対する主権を有する。

(III) エルサレム問題—

エルサレム問題は、旧市街も含めてアラブ人のものはパレスチナ側に、ユダヤ人のものはイスラエル側に、を一般原則として適用し、(1) 旧市街のHARAM / TEMPLE MOUNT (神殿の丘)の地域=HARAM地区に対する主権はパレスチナ側に、「西の壁」とそのユダヤ教の関連地区に対する主権はイスラエル側に、それぞれ定める。(2) 双方は、HARAMとその背後にある西の壁の下で発掘しないことと定めるが、もし発掘がなされる場合は、双方の同意を必要と定める。

(IV) 難民問題—

1948年戦争の結果パレスチナの人々が被った道徳的、物質的な苦しみとこれに取り組む国際社会の支援の必要性をイスラエル側は認める用意があり、パレスチナ側も国際的な解決に加わる用意があると、私は信じる。パレスチナ人の帰還権を巡っては双方に大きな隔たりが存在し、パレスチナ指導部にとっては、この帰還の原則を放棄することがいかに困難であるかを、私は承知している。と同時に、イスラエル側としても、同国の主権にかかわる受け入れ政策を無視して本国に受け入れたり、またユダヤ国家の性格を脅かすような帰還権に言及することはできないと、私は承知している。この難民問題の解決も、アラブ・イスラエル紛争を終わらせる手段として双方が合意した「2国家共存」方式と一致したものとならなければならない。イスラエルがユダヤ民族 (people) の祖国として建設されたように、新パレスチナ国家も同様にパレスチナ民族 (people) の祖国/母国 (homeland) として建設されるところであり、この「2国家」に基づく解決方式によりパレスチナ国家は、イスラエル側がパレスチナ難民の一部受け入れを妨げることなく、帰還を選択するパレスチナ人のセンターになる。難民の帰還先は (1) パレスチナ国家 (2) 領土交換でパレスチナ領になるイスラエルの地域 (3) 難民受け入れ国での復帰・復権 (4) 第3国への再定住 (5) イスラエルへの入国一など5つの選択肢が考えられる。

(V) 紛争の終結

双方の合意は紛争の終結をはっきりと示し、この履行は双方の言い分/要求を終結させることとする。この合意は、国連安保理決議242号および同338号や、パレスチナ人捕虜の最終的な釈放を通して履行される。

(VI) 総括

以上のような内容は、公平かつ永続する合意の概要 (outline)、と私は信じる。パレスチナ民族 (people) に対しては、自らの土地に自らの未来を決する能力を、国際社会に承認された主権および生存可能なalQudsを首都とする国家を、Hram地区に対する主権を、難民に対する新しい生活の場として、それぞれ付与することになる。イスラエル民族 (people) に対しては、紛争の真の終結を、真の安全保障を、神聖な宗教的絆の保持を、ユダヤ人入植地の80%イスラエル編入を、歴史上ユダヤ人が最大人口を擁するエルサレムをあなた方の首都として、それぞれ付与することになる。

以上のことは、私が成し得る最善のことである。私は、あなた方に対し、それぞれの指導者たちにこうした考えに基

づいて議論するために今一度来る用意があるのかどうかを知らせてほしい。もしもこうした考えが受け入れられないことになったら、今後はこうした交渉のテーブルからなくなってしまうだけではなく、私がこの職務を離れる時に一緒に持ち去って行くでしょう。Dennis Ross, *The Missing Peace*, Farrar, Straus and Giroux, New York, 2004. Appendix, pp801-805.

パレスチナ憲法草案（基本法）

第1部：パレスチナ国家の一般的な基礎

第1章 パレスチナ国家の基礎および権利と義務

- 第1条 本憲法はアラブ・パレスチナ人民の意志に基づくものであり、民主的な手続きを経て承認されることとする。
- 第2条 アラブ・パレスチナ人民は正義、自由、平等、人間の尊厳、自決を行使する権利および彼らの土地に対する主権の原則を確信している。
- 第3条 パレスチナ人民はアラブおよびイスラム諸国の一部である。
- 第4条 パレスチナは決して譲渡することのできない完全な主権を備えた独立国家であり、この体制は共和制とし、そしてその土地は一体的かつ分割できないものである。
- 第5条 アラビア語を公式言語とする。
- 第6条 イスラム教を公式宗教とする。一神教の宗教を尊重する。
- 第7条 イスラム法（シャリーア）を立法の主な法源とする。立法府は、本憲法の規定およびパレスチナ人民の統一、安定、向上の維持を図りながら、一神教の各宗派に従った権威の下で個人の私的な地位を定める。
- 第8条 エルサレムはパレスチナの首都および政府の所在地と定める。
- 第9条 パレスチナの国旗、紋章、印章、国章、国歌は法律により定める。
- 第10条 主権はパレスチナ・アラブ人民に帰属する。この特権は、選ばれた代表及び住民（国民）投票、憲法に合った諸機関を通じて直接、人民によって行使される。
- 第11条 パレスチナの政治制度は、政治的複数主義に基づく民主代表制であり、少数派の権利と義務を何ら差別せず、に彼らの自由の権利を保障し、パレスチナ人民の最高の利益と統一を確保する中で少数派を保護して彼らの正統性を尊重することを保障する。（以下略）